

大分県報

令和元年
第二十一号
七月十六日

（火曜日）

目次

規則

大分県民生委員の定数を定める条例施行規則の一部改正……………一

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………一

道路区域の変更（二件）……………二

道路の供用開始……………三

公告

土地改良区の役員の就退任（六件）……………三

土地改良区の役員の退任……………七

競争入札参加者の資格に関する公示（五件）……………七

一般競争入札の実施（五件）……………一二

規則

大分県民生委員の定数を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月十六日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第二十三号

大分県民生委員の定数を定める条例施行規則の一部を改正する規則

大分県民生委員の定数を定める条例施行規則（平成二十七年大分県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表の別府市の項中「二五四人」を「二五五人」に改め、同表の日出町の項中「六五人」を「六七人」に改める。

附則

告示

この規則は、令和元年十二月一日から施行する。

大分県告示第百八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和元年七月十六日

大分県知事 広瀬勝貞

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

宇佐市大字山本二千二百三十一番地一

三和酒類株式会社

代表取締役 下田雅彦

2 特定事業場の所在地及び名称

宇佐市大字山本二千二百三十一番地一

三和酒類株式会社 本社工場

3 設置される特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第十号へ 蒸留施設

設

種別	種類	力
蒸留施設 <td>二〇ℓ／日<td></td></td>	二〇ℓ／日 <td></td>	
工事着手予定年月日	許可後	
工事完成予定年月日	許可後	
使用開始予定年月日	許可後	
使用開始時間	連続	
一日当たりの使用時間	八時間	

使用の季節的変動	季節的変動なし
----------	---------

汚水等の一日当たりの量	単位	通常の値	最大の値
	m ³ /日	〇・〇二	〇・〇四

汚水の等の汚染の値の状態						項目	単位	通常の値	最大の値
水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量	りん含有量				
	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l		五		
								九〇〇	
								七〇〇	
								五〇	
								二	
								二	
								三	
								三	

4 汚水等の処理の方法
設置される特定施設から排出される汚水は、全て公共下水道へ放流する。

5 排水の量及び汚染状態の値

汚水の等の汚染の値の状態						項目	単位	通常の値	最大の値
水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量	りん含有量				
	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l		五・八〇八・六		
							一		
							二・〇		
							二・〇		
							三・〇		
							三・〇		
							一・〇		
							一・〇		
							三・〇〇〇以下		
							三・〇〇〇以下		

その他参考となるべき事項
公共用水域への排出は冷却水のみ

2 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所
令和元年七月十六日から同年八月六日まで
縦覧場所
大分県生活環境部環境保全課及び宇佐市役所

大分県告示第百九号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年七月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和元年七月十六日
大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
	豊後高田市梅木字ハル一 二六四番一地从先から 豊後高田市梅木字ハル一 三〇二番二地先まで	前 A	四五・二メートル 八・六	一、〇五六・二	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	豊後高田市梅木字ハル一 二六四番一地从先から 豊後高田市梅木字ハル一 三〇二番二地先まで	後 A	四五・二 八・六	一、〇五六・二	
	豊後高田市梅木字ハル一 二六四番一地从先から 豊後高田市梅木字ハル一 三〇二番二地先まで	後 B	七一・三 一〇・七	八二一・〇	
	豊後高田市田染路字三郎 迫三七九番四から 豊後高田市田染路字畑ケ	前 A	一九・七 八・八	一、〇四六・五	

道路の種類及び路線名
香線
県道新城山

中三九一八番三地先まで	豊後高田市田染路字三郎	追三七九四番四から	豊後高田市田染路字畑ヶ	中三九一八番三地先まで	豊後高田市田染路字三郎	追三七九四番一から	豊後高田市田染路字畑ヶ	中三九一八番三地先まで
後		A		B		後		
		一・九・七 八・八		八三・四 九・四				
		一、〇四六・五		七六〇・〇				

大分県告示第百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年七月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年七月十六日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道白地日田線	日田市大字羽田字高花一四八七番五地先から	前	メートル 七・〇	メートル 四三五・一
	日田市大字羽田字高花一四九八番四地先まで	後	一〇・〇 四・〇	四三五・一
	日田市大字羽田字高花一四八七番五地先から	前	一二・三 四・〇	六八五・一
日田市大字羽田字高花一四八七番五地先から	後	一二・三 四・〇	六八五・一	

地先から	日田市大字羽田字二ツ尾一二一六番六まで	後	一四・七 四・一	六八五・一
------	---------------------	---	-------------	-------

大分県告示第百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年七月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年七月十六日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道三重野津原線	豊後大野市大野町中原字井手口八〇四番八から 豊後大野市大野町中原字下ノ田八四二番三まで	令元・七・一六

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、荒瀬井堰土地改良区（中津市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和元年七月十六日

大分県知事 広瀬勝貞

役名	氏名	住所
（退任役員）		
理事	黒沢憲次	中津市三光佐知四一五番地一
〃	橋本鳴美	〃 三光諫山一五〇七番地
〃	中眞一	〃 大字相原三五八二番地
〃	武原君孝	〃 大字加来六九九番地一

役名		氏名		住所	
〃	理事	末廣	勇	〃	大字上池永七〇八番地
〃	〃	前川	年一	〃	大字是則二二三番地
〃	〃	植山	尚義	〃	大字福島二八〇七番地三
〃	〃	上ノ段	重男	〃	大字田尻六六五番地
〃	〃	芝原	春正	〃	大字諸田八八九番地
〃	〃	友松	光廣	〃	大字犬丸二六四番地六
〃	〃	西野	東	〃	三光土田一番地一
〃	〃	義経	靖美	〃	大字加来六九六番地
〃	〃	末廣	守	〃	大字上如水四九五番地一
(就任役員)					
〃	〃	宮久	昭人	〃	大字定留三二六番地
〃	〃	和田	英三	〃	大字伊藤田三〇六五番地三
〃	〃	西野	東	〃	三光土田一番地一
〃	〃	中尾	敏彦	〃	大字犬丸一五〇一番地二
〃	〃	芝原	春正	〃	大字諸田八八九番地
〃	〃	上ノ段	重男	〃	大字田尻六六五番地
〃	〃	植山	尚義	〃	大字福島二八〇七番地三
〃	〃	前川	年一	〃	大字是則二二三番地
〃	〃	末廣	勇	〃	大字上池永七〇八番地
(退任役員)					
〃	〃	安藤	進行	〃	高田二七七六番地四
〃	〃	佐藤	武利	〃	新地一〇八一番地五
〃	〃	久次	秀明	〃	今町一四三三番地
〃	〃	長野	征定	〃	新地一六〇二番地
〃	〃	小笠原	始	〃	高田二四三七番地
〃	〃	秋吉	光隆	〃	高田三〇七八番地二
〃	〃	清末	洋司	〃	水取三八二番地
〃	〃	中村	稔	〃	豊後高田市高田二三九五番地
〃	〃	理事	氏名	〃	住所
(退任役員)					
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、浦田土地改良区(豊後高田市)から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。					
令和元年七月十六日					
大分県知事 広瀬 勝 貞					
(就任役員)					
〃	〃	濱田	忠利	〃	日田市大字東有田四七番地
〃	〃	氏名	氏名	〃	住所
〃	〃	監事	小山	博	日田市大字東有田三九番地
(退任役員)					
大分県知事 広瀬 勝 貞					

令和元年七月十六日

大分県報（公告）

六

（就任役員）		（退任役員）	
役名	氏名	住 所	住 所
理事	佐々木 清和	玖珠郡九重町大字後野上二二三番地	大分県知事 広 瀬 勝 貞
〃	甲 斐 嘉 昭	大字田野二〇〇九番地	
〃	佐 藤 千 尊	大字後野上二一八九番地	
〃	時 松 龍 廣	大字田野二〇四七番地	
〃	佐 藤 民 範	大字後野上一六〇四番地	
〃	時 松 正 秋	大字田野二四九〇番地	
〃	甲 斐 順 吉	大字田野一九〇一番地	
〃	佐 藤 祐 二 郎	大字後野上一九七九番地	
〃	甲 斐 誠 司	大字田野二〇〇七番地	
〃	齊 藤 浩 司	後野上一六六一番地の二	
〃	甲 斐 孝 行	大字田野一七九六番地	
監事	佐 藤 啓 二	大字後野上一八八二番地	
〃	佐 藤 千 尊	大字後野上二一八九番地	
〃	時 松 龍 廣	大字田野二〇四七番地	
〃	篠 原 安 生	大字後野上一一六四番地の一	
〃	時 松 正 秋	大字田野二四九〇番地	
〃	甲 斐 順 吉	大字田野一九〇一番地	
〃	甲 斐 孝 行	大字田野一七九六番地	
〃	佐 藤 紀 明	大字右田二二二一番地の一	
〃	須 藤 昌 章	大字後野上一六一一番地	
〃	甲 斐 嘉 昭	大字田野二〇〇九番地	
監事	佐 藤 秀 信	大字後野上一六七一番地	
〃	倉 原 文 男	大字田野二四一五番地の七	
〃	高 野 克 己	大字田野二四二七番地の一	
〃	小 野 毅	大字田野一六九九番地の一二二	
〃	甲 斐 勝 太 郎	大字田野一八九六番地	
〃	高 石 憲 治	大字田野二三八六の一番地	
〃	高 倉 利 己	大字田野二四一五番地の一	
〃	池 松 守	大字田野二四一五番地の六六〇	
〃	今 村 徹	玖珠郡九重町大字田野二四〇七番地の一	
〃	高 石 勝 明	大字田野二三八六番地の一	
〃	高 田 秋 男	大字田野二四一五番地の二九三	
〃	鷺 頭 栄 治	大字田野二四一五の二四二番地	
〃	倉 原 文 男	大字田野二四一五番地の七	

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、千町無田土地改良区（玖珠郡九重町）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和元年七月十六日

〃	高野克己	〃	大字田野二四二七番地の一
〃	小野桂喜	〃	大字田野一六九九番地一一三
〃	甲斐勝太郎	〃	大字田野一八九六番地
監事	高倉利己	〃	大字田野二四一五番地の一
〃	池松守	〃	大字田野二四一五番地の六六〇
〃	高石憲治	〃	大字田野二三八六の一番地

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、安心院土地改良区（宇佐市）から、退任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。
令和元年七月十六日

大分県知事 広瀬勝貞
（退任役員）

役名	氏名	住所
理事	釜口孝	宇佐市安心院町釜ノ口二二五七番地の二

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。
令和元年七月十六日

大分県知事 広瀬勝貞

一 調達をする特定役務の種類
大分県庁舎等建築物清掃業務等

二 競争入札の参加者資格

1 競争入札に参加することができない者

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者

(二) 県庁舎等維持管理業務入札参加資格審査規程（昭和六十三年大分県告示第三百八号。以下「規程」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(三) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(四) 県税を滞納している者

(五) 営業年数が二年未満の者

(六) 競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(七) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）までの営業年数をいう。）

(二) 経営比率（基準日の属する営業年度の直前の営業年度（決算が入札日までに確定しない場合の入札参加資格審査において決算が資格審査申請日の属する月の初日までに確定しない場合）は、決算の確定している営業年度）（以下「基準年度」という。）の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(三) 基準年度の決算における経営規模

ア 自己資本額

イ 機械器具保有状況

ウ 従業員数（基準日の前日における営業従事者数をいう。）

(四) 契約実績（基準年度及びその前年度の対象業務等の実績をいう。）

(五) その他知事が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先
大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班
〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 〇九七―五〇六一―二九六二

3 申請の時期
令和元年七月十六日から八月八日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。
2 更新手続

令和二年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、規程に基づく入札参加資格審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/tyosha-nyuusatusankasikaku20181001.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(三)のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
(二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(七)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和元年七月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

大分県警察情報ネットワーク用端末等賃貸借契約

二 競争入札の参加者の資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定す

る者に該当する場合

(二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百十八号。以下「告示」という。）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

(三) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(四) 県税を滞納している場合

(五) 営業年数が一年未満である場合

(六) 経営者等（法人にあっては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあってはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

イ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

ロ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

ハ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

令和元年七月十六日から同年八月五日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和二年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/sosiki/20100/301005youdokanzai.html>

六 競争入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 告示第二条各号に掲げる事由に該当すると判明した場合

(三) 告示第四条第二項及び第六条第二項に規定する申請において、申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和元年七月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

警察移動無線通信システム

二 競争入札の参加者の資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百十八号。以下「告示」という。）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

(三) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(四) 県税を滞納している場合

(五) 営業年数が一年未満である場合

(六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。））、暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。））若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

イ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

ロ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

ハ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

令和元年七月十六日

大分県報（公告）

九

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）
(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

令和元年七月十六日から同年八月五日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和二年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html>

六 競争入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 告示第二条各号に掲げる事由に該当すると判明した場合

(三) 告示第四条第二項及び第六条第二項に規定する申請において、申請書又はその添付

書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合
2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和元年七月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

DNA型鑑定システム賃貸借契約

二 競争入札の参加者の資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百四十八号。以下「告示」という。）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

(三) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない場合

(四) 県税を滞納している場合

(五) 営業年数が一年未満である場合

(六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日まで）に確定

しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

イ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

ロ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

ハ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

令和元年七月十六日から同年八月五日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和二年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.itajp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html>

六 競争入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 告示第二條各号に掲げる事由に該当すると判明した場合

(三) 告示第四條第二項及び第六條第二項に規定する申請において、申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和元年七月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

大分県警察組織犯罪対策情報管理システム用機器等賃貸借契約

二 競争入札の参加者の資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百十八号。以下「告示」という。）第八條第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

(三) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(四) 県税を滞納している場合

(五) 営業年数が一年未満である場合

(六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二條第六号に規

定する暴力団員をいう。以下同じ。））、暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

イ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
ロ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）
ハ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

令和元年七月十六日から同年八月五日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和二年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

- 1 申請書の交付場所
- 2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html>

六 競争入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
(二) 告示第二条各号に掲げる事由に該当すると判明した場合
(三) 告示第四条第二項及び第六条第二項に規定する申請において、申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和元年7月16日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

- (1) 特定役務の種類
大分県庁舎等建築物清掃業務等
- (2) 委託期間
令和元年10月1日から令和4年9月30日まで
(地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約)
- (3) 対象施設
大分県庁舎（本館・新館・別館）及び大分県大手町駐車場

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件については、次に掲げる条件を全て満たしている者に限り入札参加を認める。

<p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 県庁舎等維持管理業務の委託に係る入札参加資格を得ている者のうち、建築物清掃業のA級に格付けされた者であること。</p> <p>(3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業の都道府県知事の登録を受け、かつ、同項第5号、第6号及び第7号に掲げる事業の都道府県知事の登録を受けている者又はこれと同等程度の能力を有していると知事が認める者であること。</p> <p>(4) この公告の日から下記10に掲げる開札までの間に、県庁舎等維持管理業務の委託に係る入札参加資格（建築物清掃業）を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>3 競争入札参加資格を有するかどうかの審査を申請する方法及び期間</p> <p>大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）により入札参加申請を令和元年7月16日（火）午前9時から同年8月23日（金）午後5時までに行うこと。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札（見積）参加届出書（大分県物品等電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）様式第6号）」を、令和元年8月23日（金）午後5時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により下記提出先に提出</p>	<p>すること。</p> <p>提出先 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班（県庁舎本館2階） 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号</p> <p>4 競争入札参加資格に関する事項</p> <p>競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>なお、入札参加資格を得ている者のうち、建築物清掃業のB級の者については、再度の申請を行うことはできないものとする。</p> <p>(1) 申請の時期 令和元年7月16日（火）から同年8月8日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所 大分県ホームページより申請書類をダウンロードするか下記(3)にて交付を受けること。</p> <p>(3) 申請書類の提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班（県庁舎本館2F） 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2962</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時 大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に令和元年8月27日（火）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。</p> <p>6 物品等電子入札システムの利用 本案件は、物品等電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この広告に定めるもののほか運用基準による。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を下記9に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>7 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語</p>
---	---

<p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 物品等電子入札システムによる入札金額の入札期間 入札参加承認の日から令和元年8月26日(月)午後5時まで</p> <p>9 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県会計管理局用度管理課庁舎管理班(県庁舎本館2F) (2) 提出期限 令和元年8月26日(月)午後5時までに必着のこと。なお、郵送の場合は、書留郵便とする。</p> <p>10 物品等電子入札システムによる開札 (1) 開札場所 大分県会計管理局用度管理課庁舎管理班(県庁舎本館2F) (2) 開札日時 令和元年8月27日(火)午前10時00分</p> <p>11 再入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合における再入札の入札金額の入力期限、入札書の提出期限及び開札日時並びに第1回入札の最低入札価格は別途通知する。</p> <p>12 入札保証金に関する事項 免除とする。</p> <p>13 契約保証金に関する事項 免除とする。</p> <p>14 契約保証人に関する事項 契約の履行を担保するため、知事が適当と認めた契約保証人を1人立てること。</p> <p>15 入札の無効 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。 (5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。 (6) 入札金額、住所、氏名及び押印その他入札要件を認定しがたい入札 なお、氏名とは、法人代表者の入札の場合及び代理人入札の場合いずれも、商号又は名称及び代表者氏名をいう。</p>	<p>16 低入札調査基準価格の設定 有</p> <p>17 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したもののうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、後日、大分県庁舎等清掃業務委託に係る低入札価格調査制度事務処理要領に規定する調査を行い落札者を決定する。 低入札調査基準価格を下回る入札を行った者は、事情聴取等の調査に協力すること。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。 (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第8項又は第9項の規定により随意契約を行うものとする。 ※ 低入札価格調査制度事務処理要領については、大分県ホームページに掲載するので、事前に確認すること。</p> <p>18 その他 (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約は解除する。 (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。 (3) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>19 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県会計管理局用度管理課庁舎管理班 〒870—8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097—506—2961～2963</p> <p>20 Summary (1) Nature and quantity of the services to be required Building Cleaning Services (2) Fulfillment period 1 October, 2019 – 30 September, 2022 (3) Fulfillment Place Oita Prefectural Government building and Otemachi parking lot</p>
---	--

- (4) Time limit for tender
10 : 00 am. 27 August, 2019
- (5) Contract office for contract
Government Buildings Management Section
Supplies and Property Management Division
Accounting Bureau
3—1—1 Ohte-Machi, Oita city 870—8501
TEL 097—506—2961～2963

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和元年7月16日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の種類
大分県警察情報ネットワーク用端末等賃貸借契約
 - (2) 借入期間
令和2年1月1日から令和6年12月31日まで（60箇月）
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
 - (3) 納入場所
大分県警察本部、大分県警察学校、県下の警察署並びに警備派出所、交番及び駐在所
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者
 - (2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者
- (3) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を令和元年8月26日（月）午後5時45分までに大分県警察本部警務部情報管理課企画・指導係に提出し、審査を受け、承認を受けた者

3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 申請の時期

令和元年7月16日から同年8月5日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

(2) 申請書類の提出先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒870—8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097—506—2957

4 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

大分県警察本部警務部情報管理課企画・指導係
〒870—8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097—536—2131

(2) 日時

令和元年7月16日から同年8月26日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時45分まで

5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

6 入札書の提出場所及び提出期限

- (1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度・管財係
- (2) 提出期限 令和元年8月28日（水）午前11時。ただし、郵送の場合は、同月27日（火）午後5時45分までに必着すること。

7 競争入札及び開札の場所及び日時等

(1) 場所 大分県庁舎新館9階会議室

<p>(2) 日 時 令和元年 8 月 28 日（水） 午前 11 時</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 8 第 4 項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は、直ちにその場で行うものとする。</p>	<p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p>
<p>8 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去 2 年間に国（公団を含む。）又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p>	<p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称 大分県警察本部警務部会計課用度・管財係 〒870-8502 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号 電話 097-536-2131</p> <p>15 特約事項 この入札に係る契約は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があつた場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p>
<p>10 無効入札に関する事項 大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）第 27 条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p>	<p>16 その他</p> <p>(1) 前記 2 の(2)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>(2) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>(3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p>
<p>11 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 前記 6 の(1)に同じ</p> <p>(2) 交付日時 前記 4 の(2)に同じ</p>	<p>17 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of products to be rented Oita Prefectural Police Information network Terminal Computer and others computer</p> <p>(2) Time limit for tender 11:00 am. 28 August 2019</p> <p>(3) Office Information Administration Division, Oita Prefectural Police 3-1-1 Ohtemachi, Oita city 870-8502 Tel 097-536-2131</p>
<p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。</p>	<p>1 競争入札に付する事項</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和元年 7 月 16 日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>

<p>(1) 調達をする物品等の種類 警察移動無線通信システム</p> <p>(2) 納入期限 令和2年3月27日(金)</p> <p>(3) 納入場所 大分県警察本部生活安全部地域課通信指令室</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>(1) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者</p> <p>(2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、経営に実質的に関与していないこと。</p> <p>ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</p> <p>イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者</p> <p>キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 令和元年7月16日から同年8月5日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p>	<p>(1) 場所 大分県警察本部生活安全部地域課通信指令室企画係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131</p> <p>(2) 日時 令和元年7月16日から同年8月27日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時45分まで</p> <p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度・管財係</p> <p>(2) 提出期限 令和元年8月28日(水)午前10時。ただし、郵送の場合は、同月27日(火)午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎新館9階会議室</p> <p>(2) 日時 令和元年8月28日(水)午前10時</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は、直ちにその場で行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国(公団を含む。)又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p>
---	--

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。

11 最低制限価格に関する事項
設定しない。

12 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所
前記6の(1)に同じ
- (2) 交付日時
前記4の(2)に同じ

13 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 入札に関する事務を担当する部局の名称

大分県警察本部警務部会計課用度・管財係
〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131

15 その他

- (1) 前記2の(2)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。
- (2) その他の詳細は、入札説明書による。
- (3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased
Police Mobile radio Communications system
- (2) Time limit for tender

10:00 a.m. 28 August 2019

(3) Office

Communication Command and Control Section, Oita Prefectural Police
3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8502
Tel 097-536-2131

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和元年7月16日

大分県知事 広 瀬 貞 貞

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の種類
DNA型鑑定システム賃貸借契約
- (2) 借入期間
令和2年1月1日から令和6年12月31日まで（60箇月）
地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約
- (3) 納入場所
大分県警察本部刑事科学捜査研究所

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者
- (2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となつてい事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

<p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>(3) 納入しようとする物品等が仕様を満たすことを証明する書類等を令和元年8月26日(月)午後5時45分までに大分県警察本部刑事部科学捜査研究所法医係に提出し、審査を受け、承認を受けた者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 令和元年7月16日から同年8月5日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県警察本部刑事部科学捜査研究所法医係 〒870-1117 大分市高江西2丁目2番 電話 097-567-2131</p> <p>(2) 日時 令和元年7月16日から同年8月26日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時45分まで</p> <p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度・管財係 (2) 提出期限 令和元年8月28日(水)午後2時30分。ただし、郵送の場合は、同月27日(火)午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎新館9階会議室 (2) 日時 令和元年8月28日(水)午後2時30分 (3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。こ</p>	<p>の場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は、直ちにその場で行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国(公団を含む。)又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 前記6の(1)に同じ (2) 交付日時 前記4の(2)に同じ</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるもの</p>
--	--

<p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称 大分県警察本部警務部会計課用度・管財係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131</p> <p>15 特約事項 この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>16 その他 (1) 前記2の(2)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。 (2) その他の詳細は、入札説明書による。 (3) この調達、世界貿易機関(WTO)に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>17 Summary (1) Nature and quantity of products to be rented DNA Type Appraisal system (2) Time limit for tender 2:30 p.m. 28 August 2019 (3) Office Identification Division, Oita Prefectural Police 2-2 Takee-nishi, Oita city 870-1117 Tel 097-567-2131</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和元年7月16日</p> <p>1 競争入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の種類 大分県警察組織犯罪対策情報管理システム用機器等賃貸借契約 (2) 借入期間 令和2年3月1日から令和7年2月28日まで(60箇月)</p>	<p>(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)</p> <p>(3) 納入場所 大分県警察本部警務部情報管理課機室及び刑事部組織犯罪対策課執務室</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 (1) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者 (2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、経営に実質的に関与していないこと。 ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) ウ 暴力団員が役員となっている事業者 エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者 オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者 カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者 キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者 ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者 (3) 納入しようとする物品等が仕様を満たすことを証明する書類等を令和元年8月26日(月)午後5時45分までに大分県警察本部刑事部組織犯罪対策課暴力団対策係に提出し、審査を受け、承認を受けた者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所 (1) 申請の時期 令和元年7月16日から同年8月5日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p>
---	---

<p>(1) 場所 大分県警察本部刑事組織犯罪対策課暴力団対策係 〒870-0046 大分市荷揚町5番36号 電話 097-536-2131</p> <p>(2) 日時 令和元年7月16日から同年8月26日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時45分まで</p> <p>5 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度・管財係 (2) 提出期限 令和元年8月28日（水）午後1時30分。ただし、郵送の場合は、同月27日（火）午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等 (1) 場所 大分県庁舎新館9階会議室 (2) 日時 令和元年8月28日（水）午後1時30分 (3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は、直ちにその場で行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国（公団を含む。）又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p>	<p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 前記6の(1)と同じ (2) 交付日時 前記4の(2)と同じ</p> <p>13 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。 (2) 落札となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称 大分県警察本部警務部会計課用度・管財係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131</p> <p>15 特約事項 この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>16 その他 (1) 前記2の(2)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。 (2) その他の詳細は、入札説明書による。 (3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受けらる。</p>
--	---

17 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be rented
Equipment and others for Oita Prefectural Police Organized Crime Measures Information Management System
- (2) Time limit for tender
1 :30 p.m. 28 August 2019
- (3) Office
Organized Crime Measures Division, Oita Prefectural Police
5 - 36 Niage-machi, Oita city 870 - 0046
Tel 097 - 536 - 2131